

水生植物刈取船運用委託業務契約書（案）

委託業務の名称 水生植物刈取船運用委託業務
業務の内容 別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
契約の金額 金_____円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円也）
履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
契約保証金 金_____円也（又は免除）

上記の業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者_____を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、頭書の仕様書に基づき、頭書の契約の金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の契約の期間（以下「履行期限」という。）までに当初の委託業務を完了しなければならない。
2 前項の仕様書に明示されない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（一括再委託等の禁止）

第2条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必な事項の通知を請求することができる。

（業務内容の変更等）

第3条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更しまたは一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額または履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（着手届）

第4条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し遅滞なく着手届を提出しなければならない。

（主任技術者）

第5条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任技術者」という。）を定め、その氏名及びその他必要な事項を契約後遅滞なく書面で甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときは、変更後遅滞なく書面で甲に通知しなければならない。

（乙の請求による履行期限の延長）

第6条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のため生じた経費は、甲が負担するものとし、その金額は甲乙協議して定める。

(報告及び検査)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく委託業務完了届及び結果報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了確認のための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、甲から改善事項の指示があったときは、乙は速やかに対応し、甲の再検査を受けなければならない。
- 4 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第3条及び第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第8条第3項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、頭書の契約期間に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 乙、又はその代理人、若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由により、この契約の解除を申し出たとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下の号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(7) 前各号の他、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し委託料の額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

3 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を解除することができる。

4 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

5 前項の場合、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第13条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金又は賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(事故発生時における報告)

第14条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年__月__日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

印

乙 (住所)
(名称)
(代表者名)

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

水生植物刈取船運用委託業務仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書は福島県（以下「甲」という。）が行う「水生植物刈取船運用委託業務」に適用する。

2 通則

本業務の実施にあたっては、本仕様書により実施するものとする。

3 目的

猪苗代湖に生育する水生植物のうち、近年繁茂面積を拡大しているヒシについて、甲が所有する水生植物刈取船（以下「刈取船」という。）を利用し、刈取りを行うことを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 疑義

本業務の実施に当たり、仕様書等に明示なき事項がある場合又は疑義が生じた場合には、受託者（以下「乙」という。）は速やかに甲に申し出て協議するものとする。

6 打ち合わせ

適正かつ円滑に事業を遂行するため、乙は適宜、甲と連絡を取りながら事業を実施するものとする。

7 安全管理等

乙は、業務履行に当たり、交通、気象、地域状況を十分把握し、作業員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないように関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

本業務に関して、刈取船や第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において措置するものとする。

8 提出書類

乙は次の各号における書類を遅滞なく、甲に提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（様式第1号）（契約締結後速やかに）
- (2) 主任技術者通知書（様式第2号）（契約締結後速やかに）
- (3) 作業工程表（任意様式）（契約締結後速やかに）
- (4) 委託業務完了届（様式第3号）（業務完了後、遅滞なく）

- (5) 結果報告書（任意様式）（業務完了後、遅滞なく）
- (6) その他業務遂行上必要と認められるもので、甲が指示したもの

9 委託料の支払い

水生植物刈取船委託業務契約書契約書第9条第1項に定める委託料の請求については、（様式第4号）のとおりとする。

第2章 業務の実施

10 業務内容

本業務は、ヒシの刈取りや運搬及びこれに付随する業務を行う。

実施時期は、猪苗代湖に生育するヒシが十分に成長した時期から枯死する前までの時期に行う（概ね8月から9月の間で24日間）。

刈取り場所は、ヒシが多く繁茂する猪苗代湖北岸（概ね松橋浜～高橋川河口付近）を想定しているが、業務開始前に甲と協議したのち決定する。

(1) ヒシの刈取り

刈取船でヒシを刈り取る。刈り取ったヒシは刈取船から水生植物運搬船（以下「運搬船」という。）に湖上で積み替えを行う。運搬船は陸揚げ場所（小黒川河口や天神浜等を想定。）において、ラフタークレーン（以下「クレーン」という。）でモッコ（水生植物の受け網）ごと、陸揚げし、水生植物運搬車両（以下「運搬車両」という。）へ積み替える。

(2) ヒシの運搬、保管及びこれに付随する業務

回収したヒシを県が指定する土地（耶麻郡猪苗代町山潟地内を想定。）へ運搬し、運搬車のダンプアップにより荷下ろしを行うものとする。土地の使用に当たっては保管するヒシの飛散・流出等が生じないよう適正に維持管理を行う。

なお、契約期間中、別に定める要領に従いヒシの保管場所を点検し、飛散等の異常が確認された場合は速やかに処置を行うものとする。

10(1)、(2)を繰り返す。

(3) 結果の報告

乙は、10(1)、(2)の維持管理を除く業務を実施し、回収したヒシの量等の結果がまとまった時点で中間報告書を提出する。また、履行期限までに結果報告書（紙媒体（A4版カラー1部）のほか、電子データ（参考資料含む。）を格納したCD-R等1枚）を甲に提出する。

11 その他

- (1) 刈取船、その付属品（モッコ等）は県から貸与する。それ以外の船舶や重機、物品、燃料等については、乙が準備する。また、作業に必要な資格を有した人員について、乙の責任で確保する。
- (2) 甲より貸与した物品等について、適切な管理を行う。破損等した場合には乙の責任で原状復旧に努める。なお、経年劣化や摩耗など適切

な使用で生じたものについては、その限りではない。

- (3) 業務実施に当たり、日常の点検を作業開始前や後に実施する。その際、作業日報を作成し、最終的には結果報告書に添付する。また、日常点検での対応が難しいと判断される事象が生じた場合、速やかに甲に連絡するとともに、甲の指示に従い、適切に対応する。
- (4) 業務実施に当たり、(1)に記載した資格等に関するものを除き、必要な手続き（保管場所の賃借、法令の届出や許認可等）は甲が行う。また、業務実施に当たり、新たに必要な手続きが生じた場合、甲に連絡し、協議の上、対応する。
- (5) 刈取船の一般的な取扱い（刈取船の操縦やヒシの刈取り、刈取船の日常点検等）に関して、甲が実施する研修を受講する。
- (6) 刈取船に関して、水環境保全活動の啓発に係る展示やデモ稼働等、甲の要請がある場合は協力する。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行に当たり必要な事項については、甲と相談の上、乙の責任の下で充足する。

様式第1号

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

印

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について着手したので、届け出ます。

記

1 委託業務の名称

水生植物刈取船運用委託業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

4 着手年月日

令和 年 月 日

様式第2号

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

印

主任技術者通知書

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について、委託契約書第5条に基づき主任技術者を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 委託業務の名称

水生植物刈取船運用委託業務

2 氏 名

3 生年月日

4 住 所

5 主任技術者が常駐する場所

6 地位・職名等

様式第3号

年　月　日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

印

委託業務完了届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了した
ので、成果品を添えて報告します。

記

1 委託業務の名称

水生植物刈取船運用委託業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託業務の着手及び完了年月日

着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

4 成果品等

様式第4号

年　月　日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

印

水生植物刈取船運用委託業務 委託料請求書

令和　年　月　日付けで契約を締結した上記委託業務について、委託契約書第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円